

○厚生労働省告示第六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第一百四十九条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項（これらの規定を同法第五十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項（これらの規定を同法第七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月五日

厚生労働大臣　武見　敬三

健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

（健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第一条 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第
一百三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後			
		改 正 前			
規則第五十 八条第一号 又は第二号 に該当する 者	健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」とい う。)第五十八条各号に該当する者以 外の者	一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の一 区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日 の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	区 分	額	
規則第一百五 八条第一号 十二月以内の入院日数(一 しくは第二号(国民健 康保険法施行規則(昭和十三年厚生省令第五十三号)第二十六条の二の規 定により読み替えて適用される場合を含む。)若 しくは第六十二条の三第 一号若しくは第二号(國 民健康保険法施行規則第 二十六条の六の三の規定 により読み替えて適用さ れる場合を含む。)、船 員保険法施行令(昭和二 年)、船	規則第一百五 八条第一号 十二月以内の入院日数(一 しくは第二号(国民健 康保険法施行規則(昭和十三年厚生省令第五十三号)第二十六条の二の規 定により読み替えて適用される場合を含む。)若 しくは第六十二条の三第 一号若しくは第二号(國 民健康保険法施行規則第 二十六条の六の三の規定 により読み替えて適用さ れる場合を含む。)、船 員保険法施行令(昭和二 年)、船	一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の一 区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日 の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。 一食につき四百九十九円	区 分	額	
規則第五十 八条第一号 又は第二号 に該当する 者	健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」とい う。)第五十八条各号に該当する者以 外の者	一 健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の一 区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日 の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。 一食につき四百六十円(一 月一日から平成三十年三 月三十日までの間にお いては、一食につき三百 六十円)	区 分	額	

十八年政令第二百四十号
～第十条第一項第一号亦
、第二号亦若しくは第三
号亦、国家公務員共済組
合法施行令（昭和三十三
年政令第二百七号）第十
一条の三の六第一項第一
号亦、第二号亦若しくは
第三号亦（これらの規定
を私立学校教職員共済法
施行令（昭和二十八年政
令第四百二十五号）第六
条において準用する場合
を含む。）、地方公務員
等共済組合法施行令（昭
和三十七年政令第三百五
十二号）第二十三条の三
の五第一項第一号亦、第
二号亦若しくは第三号亦
又は高齢者の医療の確保
に関する法律施行規則（
平成十九年厚生労働省令
第一百二十九号）第三十五
条第一号若しくは第四十
条第一号に定める者であ
る期間に係る入院日数を
合算した入院日数をいう
。以下この号及び次号に
おいて同じ。」が九十日
以下の者

規則第百五条の規定によ
一食につき百八十円

十八年政令第二百四十号
～第十条第一項第一号亦
、第二号亦若しくは第三
号亦、国家公務員共済組
合法施行令（昭和三十三
年政令第二百七号）第十
一条の三の六第一項第一
号亦、第二号亦若しくは
第三号亦（これらの規定
を私立学校教職員共済法
施行令（昭和二十八年政
令第四百二十五号）第六
条において準用する場合
を含む。）、地方公務員
等共済組合法施行令（昭
和三十七年政令第三百五
十二号）第二十三条の三
の五第一項第一号亦、第
二号亦若しくは第三号亦
又は高齢者の医療の確保
に関する法律施行規則（
平成十九年厚生労働省令
第一百二十九号）第三十五
条第一号若しくは第四十
条第一号に定める者であ
る期間に係る入院日数を
合算した入院日数をいう
。以下この号及び次号に
おいて同じ。」が九十日
以下の者

規則第百五条の規定によ
一食につき百六十円

規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者である場合	規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者である場合	二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものとの額は、三食に相当する額を限度とする。	
		一 食につき二百八十円	一食につき百十円
一日につき三百七十円と	一日につき三百七十円と 一食につき四百五十円と の合計額	一日につき三百七十円と 一食につき四百九十円と の合計額	一日につき三百七十円と 一食につき四百九十九円と の合計額

規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者である場合	規則第六十二条の三第四号又は第五号に該当する者以外の者である場合	二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものとの額は、三食に相当する額を限度とする。	
		一食につき二百六十円	一食につき百円
一日につき三百七十円と	一日につき三百七十円と 一食につき四百二十円と の合計額	一日につき三百七十円と 一食につき四百二十九円と の合計額	一日につき三百七十円と 一食につき四百六十九円と の合計額

規則第六十条 二条の三第 四号に該当 する者であ つて、同条 第一号又は 第二号に該 当するもの の申 請を行 つた月以 前の入院 日数が	規則第一百五 条の規定によ る申請を行 つた月以前の 十二月以内の 入院日数が	規則第六十条 二条の三第 四号に該当 する者であ つて、同条 第一号から 第三号まで 又は第六号 に該当し いもの の合計額	基準の入院時生活療養へ I)を算定する保険医療 機関に入院している者の合計額	一日につき三百七十円と 一食につき四百九十九円と の合計額
規則第一百五 条の規定によ る申請を行 つた月以 前の入院 日数が	規則第一百五 条の規定によ る申請を行 つた月以前の 十二月以内の 入院日数が	規則第六十条 二条の三第 四号に該当 する者であ つて、同条 第一号から 第三号まで 又は第六号 に該当し いもの の合計額	基準の入院時生活療養へ I)を算定する保険医療 機関に入院している者の合計額	一日につき三百七十円と 一食につき四百九十九円と の合計額

規則第六十条 二条の三第 四号に該当 する者であ つて、同条 第一号又は 第二号に該 当するもの の申 請を行 つた月以 前の入院 日数が	規則第一百五 条の規定によ る申請を行 つた月以前の 十二月以内の 入院日数が	規則第六十条 二条の三第 四号に該当 する者であ つて、同条 第一号から 第三号まで 又は第六号 に該当し いもの の合計額	基準の入院時生活療養へ I)を算定する保険医療 機関に入院している者の合計額	一日につき三百七十円と 一食につき四百九十九円と の合計額
規則第一百五 条の規定によ る申請を行 つた月以 前の入院 日数が	規則第一百五 条の規定によ る申請を行 つた月以前の 十二月以内の 入院日数が	規則第六十条 二条の三第 四号に該当 する者であ つて、同条 第一号から 第三号まで 又は第六号 に該当し いもの の合計額	基準の入院時生活療養へ I)を算定する保険医療 機関に入院している者の合計額	一日につき三百七十円と 一食につき四百九十九円と の合計額

三・四 (略)	規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの		規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの		規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	
	規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	一日につき三百七十円と一食につき百十円との合計額	一日につき三百七十円と一食につき百十円との合計額	一日につき三百七十円と一食につき百十円との合計額

三・四 (略)	規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの		規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの		規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第三号に該当するもの	
	規則第六十二条の三第五号に該当する申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者	規則第六十二条の三第五号に該当する申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	規則第六十二条の三第五号に該当する申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	一日につき零円と一食につき二百三十円との合計額	一日につき零円と一食につき二百三十円との合計額	一日につき零円と一食につき二百三十円との合計額

三・四 (略)	規則第六十二条の三第六号に該当する者		規則第六十二条の三第六号に該当する者		規則第六十二条の三第六号に該当する者	
	規則第六十二条の三第六号に該当する者であるつて、同条第三号に該当するもの	規則第六十二条の三第六号に該当する者であるつて、同条第三号に該当するもの	規則第六十二条の三第六号に該当する者であるつて、同条第三号に該当するもの	一日につき零円と一食につき一百六十円との合計額	一日につき零円と一食につき一百六十円との合計額	一日につき零円と一食につき一百六十円との合計額

（後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第二条 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

規則第三十 五条第一号 に該当する 者	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	区 分	額
被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内））	次欄に掲げる者以外の者	一食につき二百三十円	一食につき四百九十円

改 正 前

一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

規則第三十 五条第一号 に該当する 者	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者	区 分	額
被保険者番号（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号をいう。）、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）並びに入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内））	次欄に掲げる者以外の者	一食につき二百六十円（月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一食につき三百六十円）	一食につき四百六十円（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一食につき三百六十円）

務省令第三十六号) 第五
十八条第一号若しくは第
二号(国民健康保険法施
行規則(昭和三十三年厚
生省令第五十三号) 第二
十六条の二の規定により
読み替えて適用される場
合を含む。) 若しくは第
六十二条の三第一号若し
くは第二号(国民健康保
険法施行規則第二十六条
の六の三の規定により読
み替えて適用される場合
を含む。) 船員保険法
施行令(昭和二十八年政
令第二百四十号) 第十条
第一項第一号亦、第二号
亦若しくは第三号亦、国
家公務員共済組合法施
令(昭和三十三年政令第
二百七号) 第十一条の三
の六第一項第一号亦、第
二号亦若しくは第三号亦
(これらの規定を私立学
校教職員共済法施行令
昭和二十八年政令第四百
二十五号) 第六条において
準用する場合を含む。
)、地方公務員等共済組
合法施行令(昭和三十七
年三百五十二号)

務省令第三十六号) 第五
十八条第一号若しくは第
二号(国民健康保険法施
行規則(昭和三十三年厚
生省令第五十三号) 第二
十六条の二の規定により
読み替えて適用される場
合を含む。) 若しくは第
六十二条の三第一号若し
くは第二号(国民健康保
険法施行規則第二十六条
の六の三の規定により読
み替えて適用される場合
を含む。) 船員保険法
施行令(昭和二十八年政
令第二百四十号) 第十条
第一項第一号亦、第二号
亦若しくは第三号亦、国
家公務員共済組合法施
令(昭和三十三年政令第
二百七号) 第十一条の三
の六第一項第一号亦、第
二号亦若しくは第三号亦
(これらの規定を私立学
校教職員共済法施行令
昭和二十八年政令第四百
二十五号) 第六条において
準用する場合を含む。
)、地方公務員等共済組
合法施行令(昭和三十七
年三百五十二号)

区分	額	<p>第二十三条の三の五第一項第一号亦、第二号亦若しくは第三号亦又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)</p> <p>を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であつて、「入院日数届出被保険者」という。）であつて、「入院日数届書」を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>規則第三十五条第二号に該当する者</p> <p>規則第三十五条第三号に該当する者</p> <p>規則第三十五条第一号又は第二号に該当しないもの</p>	
		<p>一食につき百十円</p>	
区分	額	<p>第二十三条の三の五第一項第一号亦、第二号亦若しくは第三号亦又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)</p> <p>を記載した届書（以下この号及び次号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、後期高齢者医療広域連合に提出した者（次号において「入院日数届出被保険者」という。）であつて、「入院日数届出被保険者」という。）であつて、「入院日数届書」を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの</p> <p>規則第三十五条第二号に該当する者</p> <p>規則第三十五条第三号に該当する者</p> <p>規則第三十五条第一号又は第二号に該当しないもの</p>	
		<p>一食につき百円</p>	

規則第四十 条各号に該 当する者以 外の者	規則第四十 条第六号に該 当する者以 外のもの	規則第四十 条第五号に該 当する者であ つて、同条第一 号から第三号ま で又は第六号に 該当するもの	規則第四十 条第四号に該 当する者であ つて、同条第一 号に該当するもの	規則第四十 条第三号に該 当するもの	規則第四十 条第二号に該 当する者であ つて、同条第一 号に該当するもの
基準の入院時生活療養（一）	基準の入院時生活療養（一）を算定する保険医療機関に入院している者	基準の入院時生活療養（一）を算定する保険医療機関に入院している者	基準の入院時生活療養（一）を算定する保険医療機関に入院している者	基準の入院時生活療養（一）を算定する保険医療機関に入院している者	基準の入院時生活療養（一）を算定する保険医療機関に入院している者
一日につき三百七十円と 一食につき四百九十円との合計額	一日につき三百七十円と 一食につき二百三十円との合計額	一日につき三百七十円と 一食につき百四十円との合計額	一日につき三百七十円と 一食につき百四十円との合計額	一日につき三百七十円と 一食につき百四十円との合計額	一日につき三百七十円と 一食につき四百九十円との合計額

規則第四十条 あつて、同条第一号に該当するもの	入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	規則第四十 条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	規則第四十 条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	機関に入院している者の合計額	II) を算定する保険医療
						一食につき四百五十円と
規則第四十条 あつて、同条第一号に該当するもの	入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	規則第四十 条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	規則第四十 条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	機関に入院している者の合計額	一食につき四百五十円と
						一日につき三百七十円と 一食につき二百三十円と
規則第四十条 あつて、同条第一号に該当するもの	入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	規則第四十 条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	規則第四十 条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	機関に入院している者の合計額	二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間ににおいては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額
						一日につき三百七十円と 一食につき二百十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき二百十円との合計額）
規則第四十条 あつて、同条第一号に該当するもの	入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	規則第四十 条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	次欄に掲げる者以外の者	規則第四十 条第四号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	機関に入院している者の合計額	二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間ににおいては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額
						一日につき三百七十円と 一食につき二百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十一年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき二百十円との合計額）

規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	規則第四十一条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当する者である	次欄に掲げる者以外の者	一日につき零円と一食につき二百八十円との合計額
規則第四十条第六号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	入院日数届出被保険者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの	一日につき零円と一食につき百八十円との合計額
規則第四十条第六号に該当する者	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの	一日につき零円と一食につき百十円との合計額	一日につき零円と一食につき一百二十円との合計額

規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	規則第四十一条第五号に該当する者	規則第四十一条第五号に該当する者以外の者	規則第四十一条第五号に該当する者	規則第四十一条第五号に該当する者
規則第四十条第六号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	入院日数届出被保険者で あって、入院日数届書を 提出した月以前の十二月 以内の入院日数が九十日 を超えるもの	一日につき零円と一食に つき二百六十円との合計 額	一日につき零円と一食に つき二百六十円との合計 額
規則第四十条第六号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの	規則第四十条第五号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの	一日につき零円と一食に つき百六十円との合計額	一日につき零円と一食に つき二百六十円との合計 額	一日につき零円と一食に つき二百六十円との合計 額
規則第四十条第六号に該当する者	規則第四十条第六号に該当する者	一日につき零円と一食に つき百円との合計額	一日につき零円と一食に つき百六十円との合計額	一日につき零円と一食に つき二百六十円との合計 額

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和六年六月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の日前の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額については、なお従前の例によ
る。